

二段階審査方式（公募型プロポーザル）による夢洲第2期区域開発事業者募集 実施要領（別添資料） 新旧対照表

別添資料名	変更前	変更後
夢洲第2期区域開発事業者募集にかかる契約手続き等に関する協定書（案）	第10条 前条に基づき丙を開発事業予定者とした選定が取り消された時点で第8条第1項による申込保証金の納付がない場合は、乙は丙に対し違約金を請求する ことができる 。ただし、前条第1項第3号に該当する場合であって、丙に正当な理由があると乙が認めたときは、この限りでない。	第10条 前条に基づき丙を開発事業予定者とした選定が取り消された時点で第8条第1項による申込保証金の納付がない場合は、乙は丙に対し違約金を請求する。ただし、前条第1項第3号に該当する場合であって、丙に正当な理由があると乙が認めたときは、この限りでない。
土地売買契約書（案）	第16条 2 乙は、第14条第6項に定める「事業計画書」 及び「建築計画書」 に基づいて、乙の負担により緑化を実施しなければならない。	第16条 2 乙は、第14条第6項に定める「事業計画書」に基づいて、乙の負担により緑化を実施しなければならない。
様式10	当社は、令和8年7月3日付けで実施要領の公表があった「夢洲第2期区域開発事業者募集」の公募について、企業又は代表企業として、令和8年●月●日に提出した「守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）第1条第2項に基づき、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務 対象資料を提供する必要のある者 （企業グループの場合は代表企業以外の構成員を含む） として、以下の者を当社の「第二次被開示者」に指定します。また、当社は下記に指定した第二次被開示者に対して、守秘義務誓約書に記載されている事項を遵守させます。	当社は、令和8年7月3日付けで実施要領の公表があった「夢洲第2期区域開発事業者募集」の公募について、企業又は代表企業として、令和8年●月●日に提出した「守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）第1条第2項に基づき、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務 対象資料を提供する必要のある者として、以下の者を当社の「第二次被開示者」に指定します。また、当社は下記に指定した第二次被開示者に対して、守秘義務誓約書に記載されている事項を遵守させます。